本号で公布された法令のあらまし

◇内閣官房組織令の一部を改正する政令（政令第三七〇号）（内閣官房）

1　令和四年三月三一日までの間、内閣審議官の定数を七五人とし、うち五六人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとすることとした。（第六条第三項及び附則第四項関係）

2　令和四年三月三一日までの間、内閣参事官の定数を一〇一人とし、うち三六人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとすることとした。（第八条第三項及び附則第七項関係）

3　この政令は、令和三年二月一日から施行することとした。

◇行政機関職員定員令の一部を改正する政令（政令第三七一号）（内閣官房）

1　新型コロナウイルス感染症対策を引き続き適切に実施するため、内閣の機関の職員の定員を改正することとした。

2　この政令は、令和三年二月一日から施行することとした。

◇平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三七二号）（内閣官房）

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六八号）の施行期日は、令和二年一二月二八日とすることとした。

◇平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三七三号）（内閣官房）

1　関係政令の整備

㈠　国が令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第一四条の規定により国有財産を無償で使用させることができるのは、令和四年三月三一日までを限度とすることとした。（第一条関係）

㈡　その他、関係政令について所要の規定を整備することとした。（第一条、第二条、第三条及び第四条関係）

2　施行期日

この政令は、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年一二月二八日）から施行することとした。

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第三七四号）（外務省）

1　在セブ日本国総領事館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定めることとした。（別表第一及び別表第二関係）

2　既存の在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

3　この政令は、令和三年一月一日から施行することとした。

◇押印を求める手続の見直しのための文部科学省関係政令の一部を改正する政令（政令第三七五号）（文部科学省）

1　日本私立学校振興・共済事業団法施行令等の一部改正関係

次に掲げる政令の規定において、債券の申込における申込証への署名又は押印を要しないものとすることとした。（本則関係）

㈠　日本私立学校振興・共済事業団法施行令第八条第一項

㈡　独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令附則第八条第一項

㈢　国立大学法人法施行令第一四条第一項

㈣　独立行政法人日本学生支援機構法施行令第一一条第一項

㈤　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法施行令第一一条第一項

㈥　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法施行令第六条第一項

2　施行期日

この政令は、令和三年一月一日から施行することとした。

◇押印を求める手続の見直し等のための農林水産省関係政令の一部を改正する政令（政令第三七六号）（農林水産省）

一　漁業登録令の一部改正関係

漁業権の登録等の申請に係る申請書への申請人等の署名押印を不要とすることとした。（第一条関係）

二　家畜商法施行令の一部改正関係

家畜商免許の申請に係る添付書類への申請人の押印を不要とすることとした。（第二条関係）

三　国立研究開発法人森林研究・整備機構法施行令の一部改正関係

森林研究・整備機構債券に係る申込証へのその募集に応じようとする者の署名押印を不要とすることとした。（第三条関係）

四　施行期日

この政令は、令和三年一月一日から施行することとした。

◇外務公務員法施行令の一部を改正する政令（政令第三七七号）（外務省）

1　勤務条件に関する行政措置の要求に関する審査の手続を改めることとした。（第三条関係）

2　懲戒処分についての審査請求に関する審査の手続を改めることとした。（第九条及び第一九条関係）

3　この政令は、令和三年一月一日から施行することとした。

◇地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令（政令第三七八号）（総務省）

1　二〇一二年三月三〇日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書をスイス連邦との間で実施するため、所要の規定の整備を行うものとした。（本則関係）

2　この政令は、二〇一二年三月三〇日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書がスイス連邦について効力を生ずる日から施行するものとした。

◇住宅宅地債券令及び沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令（政令第三七九号）（内閣府本府）

一　住宅宅地債券令の一部改正関係

住宅宅地債券令における住宅宅地債券申込証への署名又は押印を要しないこととした。（第一条関係）

二　沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部改正関係

沖縄振興開発金融公庫法施行令における公庫債券申込証への署名又は押印を要しないこととした。（第二条関係）

三　この政令は、令和三年一月一日から施行することとした。

◇社会福祉法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（政令第三八〇号）（厚生労働省）

一　社会福祉法施行令の一部改正関係

1　重層的支援体制整備事業に要する費用に関する国の交付金の交付に関する事項

社会福祉法第一〇六条の八の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して行う交付金の交付は、毎年度、2㈡を除く。）により算定した当該年度における重層的支援体制整備事業に要する費用について行うものとすることとした。（第二五条関係）

2　重層的支援体制整備事業に要する費用の算定方法に関する事項

㈠　社会福祉法第一〇六条の八第一号及び第二号に規定する重層的支援体制整備事業として行う同法第一〇六条の四第二項第三号イに掲げる事業に要する費用の額は、市町村の重層的支援体制整備事業を実施する年度（以下「実施年度」という。）における同号に掲げる事業に要する費用の総額（㈢の⑵及び㈤の⑵において「実施年度第三号事業総事業費」という。）に、当該市町村の重層的支援体制整備事業を開始する年度の前々年度（以下「基準年度」という。）における同号イに掲げる事業に要した費用の額を当該市町村の基準年度における同号に掲